

# 平成29年度 起業支援事業 募集期間 4月3日～12月28日

産業の振興及び活性化を目的として、独創性及び発展性をもって起業する方に補助金を交付します。

## 対象

下記のいずれの条件も満たす方が対象になります。

- 個人事業者の場合は、起業の日に市内に住所を有している方
- 市内に事務所を設置、または設置を予定している方
- 市税を完納している方

注) 加盟小売店及び既に事業を営んでいる方は対象になりません。

注) 国・県など他の補助金を受ける場合は対象なりません。

注) 農業・医療業など一部対象にならない業種があります。

※ご不明な場合は、真庭市産業サポートセンターへご確認ください。

## 補助

- 注) まにわ創業塾、プレ・インキュベーションセミナー又は女性創業支援研修(創業塾)初級コース／中・上級コースを履修し、特定創業支援事業証明書を取得された方は、上限額が150万円に拡大されます。
- 注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、起業に要する経費であることが明確でない場合は、対象外となります。
- 注) 対象経費の合計が50万円未満の場合は、対象外となります。

## 流れ

- ① 真庭商工会等に相談し、起業のための事業計画書を作成してください。
- ② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。  
※交付決定以降に発生した必要経費が補助対象となります。
- ④ 事業完了後1ヶ月以内または3月末のいずれか早い日までに実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。その後、請求にもとづき、指定の口座へ補助金を振り込みます。
- ⑤ 事業年度の1年内に起業後の営業報告を真庭市産業サポートセンターに提出いただきます。

## 期間

予算が終了した場合は、平成29年度の募集を終了します。

## 義務

○事業完了後5年間は、状況報告等の義務があります。途中で移転する場合や事業で導入した備品等を転売される場合には、真庭市産業サポートセンターへの届出が必要です。補助金の返還が必要な場合もあります。

○事業実施にあたっては、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。(原則として領収書のみは支出の証明となりません。)

詳しくは、真庭市産業サポートセンター(真庭商工会内)  
TEL(0867)42-4375 FAX(0867)42-4337まで